

不動産業分野に係る経営力向上に関する指針

第1 現状認識

不動産業は、国民生活や経済活動の基盤となる住宅やビル、商業施設等の開発・流通・管理等を通じて、我が国の豊かな国民生活、経済成長を支えている。不動産業の産業規模は、法人数が約34万社（令和元年度）、従業者数が約132万人（令和元年度）であり、市場規模は、国内総生産が約65兆円（令和元年）で全産業の約11%（令和元年）となっている。

こうした中、近年、人口減少や少子高齢化等の人口・世帯構造の変化、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の普及による消費者の価値観の多様化、働き方改革による労働環境の変容等が生じており、社会状況や事業環境が変化している。このため、不動産業分野においても、社会経済環境の変化を踏まえた経営力向上に取り組み、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）といった技術の活用、顧客の需要を取り込むための市場動向等の適切な把握・分析等を通じ、業務の効率化や消費者のニーズを踏まえたサービスの提供を進め、生産性の向上を実現していくことが重要である。

第2 経営力向上に関する目標

1 経営力向上計画の計画期間

計画期間は3年間ないし5年間とする。

2 要件

一 現に有する経営資源を利用する場合

計画策定に当たり、不動産業を営む特定事業者等（特定事業者等とは、中小企業等経営強化法第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下「事業者」という。）が目標として設定すべき経営指標は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和三年厚生労働省、経済産業省告示第1号）のとおりに「労働生産性」とする。

※ 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

以下同じ。

二 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

イ 事業の承継の促進

当該制度は事業者の事業の承継を促進するものであるから、事業者が事業承継等（中小企業等経営強化法第二条第十項第九号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、次に掲げる取組を支援対象とする。

- （1）事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組
- （2）他の事業者の事業を承継するもののうち、事業承継等による経営資源の組合せを通じた労働生産性の向上を目的とする取組

ロ 経営指標

計画策定に当たり、事業者が目標として設定すべき経営指標は、中小企業等の経営強化に関する基本方針のとおり「労働生産性」とする。

3 経営目標

事業者が、2の経営指標を用いて経営力向上計画に定める目標は、その計画期間に応じて以下のいずれかのものとする。

- 一 3年間の計画の場合 1%以上
- 二 4年間の計画の場合 1.5%以上
- 三 5年間の計画の場合 2%以上

第3 経営力向上の内容及び実施方法に関する事項

事業者は、自社の経営資源の活用の現状を分析の上、次の実施事項を踏まえ、経営力向上に向けて改善すべき点を把握し、経営力向上に取り組むとともに、経営力向上計画には、不動産業に関して、目標達成に向けて必要な実施事項を定めることとする。

1 営業活動に関する事項

一 新たな営業機会の創出

自社の営業基盤の地域におけるマーケティングの実施、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用、関連事業者との連携等を通じ、市場動向や潜在的需要に関する情報を収集・分析し、顧客のライフスタイルやニーズの変化に対応したサービスの提供に取り組む。

二 繁閑格差への対応

不動産関連サービスのワンストップでの提供、顧客閑散期における需要創出のためのインセンティブの提供、従業員のフレックスタイム制の導入等を通じ、安定的な収益の確保や経営資源の遊休化の抑制に取り組む。

三 経営資源の組合せ

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及びその他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用する。

2 サービス提供における ICT や新技術の活用に関する事項

AI を活用した問合せへの自動応答や価格査定、物件・取引情報や顧客から得られた情報等の自動データベース化、VR（仮想現実）技術を用いた内覧等の ICT や新技術の活用により顧客サービスの向上、業務の効率化等に取り組む。

3 人材に関する事項

一 適正な業務運営に必要な人材育成

教育・研修や宅地建物取引士等の資格の取得支援など、人材育成支援制度の充実等に取り組む、不動産業に関して専門的知識・経験を有する者を確保する。自社で研修を実

施することが難しい事業者については、事業者団体等が主催する研修会等を積極的に活用する。

二 多様なニーズへの対応に向けた人材確保

ニーズの多様化に的確に対応し、弾力的な業務運営を行うため、必要に応じて、能力・経験等の豊かな外部専門家や外国人人材・シルバー人材等の活用に取り組む。

三 組織の活力の向上による人材の有効活用

従業員の健康増進に資する取組を含む職場環境の整備改善又は従業員の適正な評価その他の取組により、従業員の離職率低下又は意欲の増進その他組織の活力の向上を図り、もって従業員の能力を有効活用する。

4 財務管理に関する事項

税務会計、財務会計及び管理会計を統合的に活用して経営資源の状況を詳細かつ多面的に把握し、経営上の改善点を検討するため、財務・会計システム等の導入・更新に取り組む。また、PDCA サイクルの構築を通じ徹底した経営管理を行う。

5 事業用の施設・設備に関する事項

一 施設の運用コストの低減

照明や空調等の事業に用いる設備・機器について、エネルギー使用量の見える化・最適化のための ICT を用いた計測・表示システムや自動調整システムの導入、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入・更新により、運用コストの低減に取り組む。

二 高機能な設備・機器の活用

高齢者の居住状況等を把握できる ICT 機器など、顧客や社会のニーズに対応した高機能な設備・機器の導入又はクラウドサービスや会計、人事労務、販売管理等の基幹業務システムの一括導入等による情報システムの構築に取り組む。また、スマートロックを活用した無人内覧など、営業活動の効率化に資する設備・機器の導入に取り組む。

第4 経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

1 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。

2 申請手続の簡素化

国は、申請手続の負担を軽減するため、電子申請システムの開発及び利用促進に努める。

3 地域経済の健全な発展

国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。

4 計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状

況を事業者自ら定期的に把握、評価することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

5 外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

6 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業等に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業等が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業等の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業等に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」その他の会計ルールに拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

7 IT、データ等の活用の促進

国は、中小企業等の経営力向上に向けた自動化、遠隔対応、ビジネスモデル革新、サイバーセキュリティ対策その他の取組の促進に当たって、不動産業の特性に配慮しつつ、各種支援機関や取引先等を通じた面的な働きかけや共通基盤の構築等を通じて、中小企業等による IT、データ等を活用した生産性の向上に係る取組を促進するよう努めるものとする。

8 中小企業等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業等による幅広い取組を促すため、中小企業等の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

第5 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

事業分野別経営力向上推進機関に対しては、以下の要件を満たし、かつ、以下の業務に取り組むための知見や能力を有することを求める。

1 要件

一 組織体制

イ 窓口となる拠点を有していること。

ロ 役員（会長、理事等）がおり、かつ、常勤職員が5人以上いること。

ハ 事業者団体の運営や不動産業の振興に係る定期的な会合を年1回以上開催していること。

ニ 事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の普及啓発及び研修等又は調査研究に係る実務経験を有している者により、2に掲げる業務を行うこと。

ホ 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の

適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

二 事業基盤

イ 地方公共団体からの財政上の支援、会員からの会費収入、自主事業による収入その他の適切な収入基盤を有していること。

ロ 決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

2 業務

一 普及啓発及び研修等

中小企業等が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組について、セミナーやWEBサイトによる情報の発信、教育訓練等を図ること。

二 調査研究等

経営力向上の模範となる取組に係る情報を継続的に収集、整理、及び分析し、必要な調査研究を行うこと。

3 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 国は、地域における中小企業等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、必要と判断した場合には、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二 認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に

応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

第6 適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類で、不動産業に分類される事業者のうち、駐車場業に分類される事業者を除くものに適用されるものとし、駐車場業に分類される事業者については、中小企業等経営強化法第三条第一項に規定する中小企業等の経営強化に関する基本方針が適用されるものとする。